

関西労災職業病 5月号

(通巻第206号)

関西労働者安全センター 1992.5.10 発行 100円

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

TEL. 06・538・0148

郵便振替口座 大阪6-315742

FAX. 06・541・2712

大阪労働金庫梅田支店 普通1340284



◆目次◆

- 針灸訴訟で大阪地裁が請求棄却の不当判決…………… 1
- 指曲がり症公務災害認定闘争…………… 4
- 手根管症候群の労災認定勝ち取る…………… 6
- 労災審査請求で障害等級繰上げ決定…………… 9
- じん肺被災者の横顔⑦…………… 11
- 大阪トンネルじん肺訴訟…………… 13
- 前線から(ニュース)…………… 14
- 外国人法律人権相談…………… 17

大阪地裁が請求棄却の不当判決（四ノ二七）

被災労働者切り捨て行政を追認

四月三日、大阪地裁第五民事部

（蒲原範裁判長）は、「一年をこ

える労災保険による針灸治療費の不支給処分取消」を求めていた、いわ

ゆる針灸訴訟（原告鈴木真規子さん

〔大阪地域合同労組組合員〕）につ

いて、原告の請求を棄却する判決を

言い渡した。

その内容は、国側の主張を全面的に取り入れたものとなっており、行政追隨、被災労働者の権利を踏みにじる極めて不当な判決である。原告弁護団では直ちに控訴を決定し、大阪高裁へ控訴状を提出した。安全センターでは、控訴審において必ず勝利をかちとるべく決意も新たに頑張っていくことを決定、はり・きゅう訴訟を支援する会とともに全力で裁

判闘争を貫徹していくことにしている。

三七五通達は政府裁量の範囲内

原告鈴木さんは、一九八一年七月に頸肩腕障害、腰痛で労災認定を受け、一般医療と針灸治療を併用して治療を続け、全面休業、リハビリ就労をへて、職場復帰していった。その経過の中で、八三年三月三十一までの針灸治療費は支給されたが、同年四月一日以降の針灸治療費については、前年の八二年五月三十一日に労働省が出した基発三七五号通達によって、不支給処分を受けた。そこでこの部分の不支給処分の取消を求めて、一九八五年一月二日に提訴

した。

裁判の争点は、この不支給処分の違法性であり、針灸治療の期間を最長一年と制限している三七五通達そのものが違法ではないのか、ということころにあった。そのことは、「鈴木さんは、針灸治療を一つの治療は柱にしながらか全面回復に至っていない」という動かせない現実が証明していること、さらに、「針灸治療が現在に医療の中で有効な治療手段として活用されており、特に、頸肩腕障害・腰痛には効果を発揮していること」と、この二つの側面から明らかにはないかというのが我々原告側の主張だった。

これらの点について、裁判所はどのように判断したのか。

まず、三七五通達の合理性については、「鍼灸施術は、作用機序もあ
る程度説明され、整形外科において
も、主として理学療法等を行う場合
の補助手段として疼痛、シビレ及び
麻痺等の症状の除去、緩和に有効で
あるため多数の病院等において用い
られている」と鍼灸治療の有効性を
一定評価しながら、期間の問題では、
提出された証拠をつまみ食いし、ま
た被告側証言を一方的に採用して、
「疼痛等の除去、緩和を目的とする
鍼灸施術は他の療法によって代替し
得るものであるため、医家、特に整
形外科においては、単施、併施を問
わず鍼灸の施術期間を六ヶ月ないし
一年を以て足りるとする見解が有力
である。他方、一年以上継続して行
われる鍼灸施術の有効性或いは一般
医療と鍼灸の併施を一年以上必要と
すること等を明らかにする格別の資
料は乏しい」と認定。さらに「(通
達策定にあたっては) 医家の意見を

徴し、厚生省及び日本医師会、日本

保険鍼灸マツサージ師連盟とも協議

を重ね、その了承を得ている」、

「事実上、補償期間の制限のない運

用がなされたため濫給付と目される

事例が生じていた」と国側の主張を

そのまま鵜呑みにして、「(三七五

通達は) 裁量権を逸脱しているとは

認め難い」と結論づけた。

鍼灸治療の有効性を認めながらも

一般医療の治療方法と(一方的に)

差別して補助的手段としてしか認め

ず、これを前提にして、一年以上の

鍼灸治療は効果が薄く、他の手段で

代替しえるとの判断は、鍼灸治療に

対する不当な差別と偏見以外の何者

でもない。なぜ、少なくとも理学療

法と同様な効果をもつとわかってい

る鍼灸治療が、特に差別的取扱いを

されなければならぬのか。また、

名前も明らかにされなかった「医家」

の意見や、厚生省などの了承を得て

いることにかほどの重要な意味が

あるというのか。

鍼灸は特に必要ではなかった

個別、原告鈴木さんに対する鍼灸

治療についても判決は、ことさら針

灸治療を過小評価して、その必要性

を認めなかった。

まず、職業性頸肩腕障害や腰痛に

ついて、労働を離れても症状が改善

しない場合は「精神的、身体的因子

を考慮すべきである」として、職業

病への偏見を述べ、鍼灸治療につい

ては「疼痛等の除去、緩和に有効で

あるため、患者はこれに依存し易い

面があり、頸肩腕障害及び腰痛症根

治のための対応を誤ると、慢性(難

治性) 症状を呈する例が少なくなく、

現在の鍼灸療法の不適切さを指摘す

る意見もある」と職業病治療におけ

る鍼灸治療の有用性に対して否定的

側面を強調する。

その上で、原告鈴木さんに対する

針灸治療については、一般医療、針灸治療の治療全体のうち「原告の症状改善に何れが有効であったか判断としないこと」「（針灸治療が不支給となった期間については）症状は相当程度軽快しており、鍼灸施術が疼痛緩和を除く症状改善のため特に必要であったとは認め難いこと」をもって、その期間の針灸治療が一般医療と併施される必要を認めなかった。

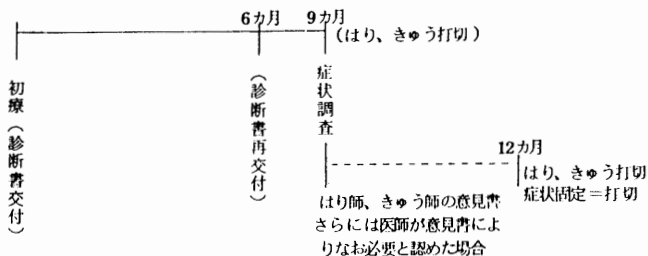
我々は、裁判の過程において、原告の治療と職場復帰の中で、針灸治療が有用であり、大きな柱であったことを主張してきたが、裁判所はこれに理解を示さず、職業性頸肩腕障害と腰痛被災者に対して極めて冷たい態度で臨んできた。「何とか治って職場復帰していきたい」という被災者の願いと苦しみと努力を理解せず、「長引くのは、被災者の精神的、体質的な問題であって、そんな患者に針灸治療をしても認められる道理

はない」と言わなければなりである。以上を理由に判決は本件不支給処分を正当としたが、その内容は、すべてにおいてまさに噴飯ものであり

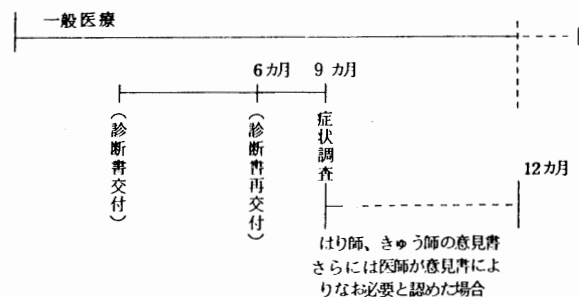
断じて容認することはできない。怒りを込めて控訴が決定されたことをご理解いただき、一層のご支援とご協力を切にお願いする次第です。

375 通達の図解

① はり、きゅうのみの場合

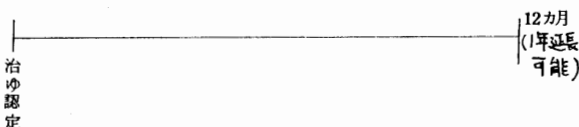


② 一般医療とはり、きゅう併用の場合 (原告 鈴木さんの場合)



③ 特別援護措置(労働福祉事業)によるアフターケア(〒1510111後、各種条件)

- 支給対象… 治癒認定し、障害認定者(見込みの者を含む)
- 施術期間… 1年
- 施術回数… 1月、原則として5回まで



早期認定に向け取り組み強化へ 自治労

中災防調査結果出る。基金、本部協議を言明。

自治労が全国的に取り組んでいる給食調理員の「指曲がり症」公務災害認定闘争は一九八八年二月の第一次一斉申請から四年目を迎えている。現在、認定申請者は全国で約一六〇名（大阪は三五名）。

指曲がり症は給食調理作業による手指への労働負荷によって引き起こされる手指の関節の炎症、変形を中心とする職業病で、専門的には「変形性手指関節症」といわれる。岡山大学衛生学教室の調査研究や自治労の全国調査によって、実態や業務起因性が明らかにされたことから、公務災害認定闘争が取り組まれることになったものだ。

しかし、従来、「加齢によるものである」とか「遺伝的なものである」

といった説があったり、有効な治療方法がないといったことで医者が真剣に取り組んでこなかったため、これまで公災認定された前例がない。

そのため地公災基金本部は、各支部への請求事案を全て本部との協議事項にしたため、認定作業は大幅に遅れることになった。そして地公災基金本部は、給食調理業務と指曲がり症との因果関係について独自の調査結果を得て認定作業の一定の基準にするため、中央災害防止協会に委託して「学校等給食施設における給食調理員の勤務実態に関する労働衛生学的調査」を行い、その結果が三月末に明らかになった。

この調査は、一九九〇年度末で認定請求者のいる施設を対象に、東京

都、兵庫県、札幌市、北海道の計四八施設で実施、対象労働者は認定請求者五〇名を含む二五三名。

指曲がり症と業務との

関連あり得る

報告書は、調査の焦点である業務と指曲がり症との因果関係については「他覚症状、レントゲン所見の程度及び総合所見と総経年数及び給食食数との間に有意な関連が認められた」（勤務実態調査から）これまでの調理作業がある程度までの労働負荷があったのではないかと推察される」などとして「（指曲がり症と給食調理作業との関連があり得る結果が得られた」と述べており、業務

起因性について、一定の肯定的評価を下している。

個別に「総合的」評価で判断を

しかし、一方で、「特定期間に、特定の給食数を調理すると発症するというものでなく、むしろ発症しない例の方が多いうえ、加齢とともに発症が増加する傾向も認められている」「一般的な疾病としてしばしば見られる」ということから、労働負荷と指曲がり症との関係については、鑑別診断をし、業務歴・既往歴を把握し、「総合的に評価することが必要である」として、公災認定との関連では慎重な姿勢をみせている。

中災防は、労働側が関与していない団体であるが、その行った調査ですら指曲がり症と給食調理作業との関連を否定できず、むしろ肯定的評価を下さざるを得なかったと考えられるだろう。

今回の調査結果を重要資料にして今後、地公災基金では認定作業に入ることになり、自治労では早期全員認定に向け、地公災基金各支部、本部に対する取り組みを強化していくことにしている。安全センターでは今後も積極的な支援を行っていく。

**自治労府本部
基金大阪府、大阪市支部と交渉**

自治労大阪府本部は、中災防調査結果が出たことを受けて、地公災基金大阪府支部と大阪市支部に対して早期認定を求める交渉を行った。

交渉には、宮府本部現業対策部長をはじめ府本部、大阪市学給労、大阪市従、高槻市職、豊中市職、茨木現労、安全センターが参加した。

五月十一日に基金大阪府支部と、十三日には基金大阪市支部との交渉がもたれた。その中で基金各支部事務局から「中災防報告書の内容につ

いては基金本部から説明を受けた。その内容については、給食調理作業と指曲がり症との相互関連ありとの結論であるが、統計的にみてそうだという内容となっている。個別の労働負荷の状況についても十分調べて把握していきたい。その上で、総合的に判断していくことになる。基金本部からは、認定作業に必要な調査項目が示され、今後、これに合わせ、資料を収集整備した上で基金本部との協議を行い公務上外の決定を行っていく予定である」ということがあきらかにされた。府支部との交渉で、基金本部との協議前に再度交渉をもつこと、支部としての判断尺度を明らかにすることを確認させた。また、各支部に対して、現場実態を踏まえ、公災認定すべきとの意見で本部との協議に入るよう強く要請した。



手根管症候群の労災認定かちとる（Hそば・Aさん） 自治労・調理労働者の認定闘争に影響大か

豊田正義（関西労災職業病研究会）

七年余にわたって「Hそば」で働きつづけて両手・手根管症候群に侵され、阪神医生協診療所で通院加療を続けているAさん（五三才・女性）が、四月末、職業性疾患として認定された。

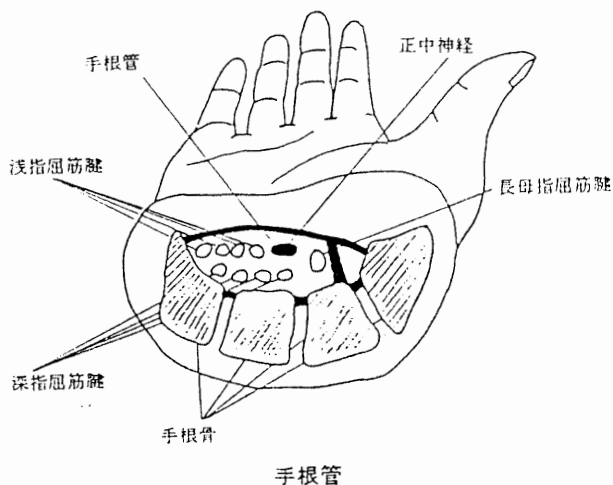
することによって、腱がはれてきて神経を圧迫し、手首の痛み、しびれ、筋力低下、筋萎縮をきたす。アメリカでの発生職場は表1のごとく多方面にわたる。』

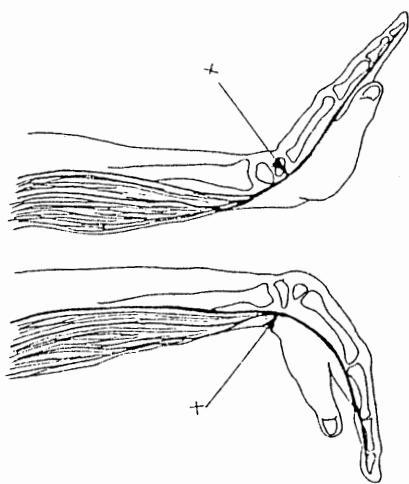
『手根管症候群とは、日本ではまだ認定された事例はきわめてめずらしく、一九八六年以降、アメリカで激増している職業性疾患である。

腕から手首にある手根管をとおって、母指、中指、環指の半ばに正中神経が分布しているが、正中神経を囲む靭帯をくりかえし酷使

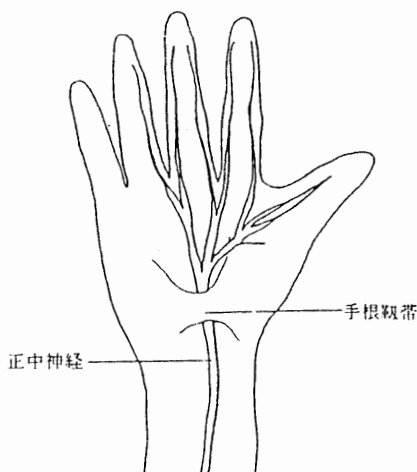
手根管症候群の発生職場

衣料品製造	食肉加工
ウェイトレス	タイア作業
音楽家	タイヤ・ゴム産業
家具布張り作業	寝園管理
家事手伝い	電気機器組立
監視	パフかけ作業
金属加工	服地裁断縫製
果物箱詰	包装・箱詰作業
航空機組立	干草製造
コークス製造	郵便・宅配便
自動車組立	





手首の曲げ伸ばしによる腱の圧迫



正中神経の走行と分布

手ジャク（一杯一・七〜一・八kg）
 で一日八〇〇回のだし移し
 井の運搬 一日に二五〇〇杯

Aさんは四五才になって「Hそば」に勤めた。正社員三〇％で、主にアルバイトによって業務は行われている。仕事の主なものはまず、ダシづくりと、ダシ合わせで、ダシかんに

手ジャクで釜より移しかえるが、一杯で約一・七〜一・八kgの重さのものを、一日に約八〇〇回ほど移す。

店では、うどん（そば）玉をぬくめ、湯をきり、（一部の店はオートメーション）具を入れ、だしかけ、ネギ入れ、運搬の手順をくりかえす。急ぐので運搬は片手でやる。（六人でする。）一杯の重量は井ともで一・kg、一日の扱い杯数は約二五〇〇杯である。

その他の作業としては、かやく御飯用のコンニャク、竹の子、油あげ

を細かく包丁で切る。（ネギやニンジン）は機械で切る。）作業が終わっても包丁が手から離れない。

店内（ダシつくりの場所）は、冬は冷えこみ、夏はむし風呂のようになる。

箸もてず、井をも落とす
 強まるしびれと痛み

入社後、一年位してから右肩、肘にダルさ・痛みが、二年位してから手先とか手関節にもダルさ、痛みがおこり、三年め位からさらにひどくなる。（この頃になると手、腕が上がりなくなり、井をよく落としたりした。）時々、手・指・脚に二〜三分「こわばり」がくる。昨年のはじめからは、箸をもちにくく、右手でもっているものを落とすことがあり、又、特に指先のしびれ、痛みが強くなってきた。

四月に入って、阪神医生協診療所

に通院し、パラフィン浴を中心にした治療を行い、徐々に快方に向かっている。

田島医師、職業性疾患と鋭く指摘

主治医である田島隆興医師は労働基準監督署への意見書の中で次の諸点を強調し、業務に起因する疾病として指摘した。

『本患者のこれまでの労働態様を見るに七年間に亘り、そば、うどん、御飯の調理員として働いており、とりわけ、

- ①だしを採る時に手杓（二五cm径、一・七〜一・八kg）で、だしを八〇〇回／日くらい移し代える作業
- ②包丁で、ねぎ、油揚げ、コンニャクを切る作業
- ③うどんを指先でほぐす作業
- ④ねぎハサミで、ねぎを丼にのせる作業
- ⑤丼を片手で持ち、客の前に置く

業（六人で二五〇〇回／日）

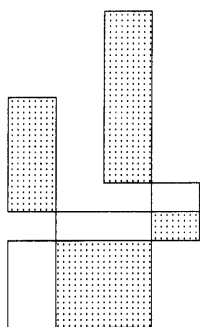
等が作業回数も多く、指先に力が入る作業であり、これらの事を毎日毎日繰り返すことによって、横手、手根靱帯の肥厚を生じたり、DIP（第一）関節の軟骨面に損傷を生じて、この疾病を起したものと考えられる。』

地域共闘で認定かちとる

昨年八月より、所轄の大阪淀川労働基準局に対し、阪神労働被災者交流会、北摂労働職業病対策会議、関西労働者安全センター、北摂地域ユニオンらの支援のもとに職業性疾患としての認定を要請して交渉をくりかえし、認定をかちとったのである。

現在、各自治体での学校給食調理労働者の中にも「変形性手指関節症」（指曲がり症）とともに、この「手根管症候群」の被災者は増大しており、大阪においては高槻市、東大阪

市で被災労働者が確認されており、認定闘争も取り組まれていますが、四年を経過するも未だに認定されていない。今回の事案はこうした認定闘争にも大きな影響を与えるのは必死である。



障害等級 八級に繰上げ決定！ 京都労災保険審査官

基準局審査官も認める現行基準の不備

細部の矛盾を突く作業から始めよう！

ユニオンひごろの組合員、三井康壽氏が障害等級の審査請求に対して九級とする決定を取消し、八級とする審査官決定が下った。

クレインのフックが頭上に

右肘を複雑骨折

三井さんは、八八年六月、基礎杭のコンクリート打設のためミキサの生コンの給送管のボルト締めつけ作業中に、三百キロのクレインのフックが落下してきて負傷、右肘を複雑骨折した。そのため三井さんは、腕を上挙げることができず、肘も屈伸や、特に前腕の回内・回外（図参照）にも大きな障害を残し、さら

に神経障害のために薬指と小指が硬直に近い状態になった。

この障害に対し京都南監督署は、障害等級九級に決定した。三井さんは、これを不服として京都局へ審査請求を行った。

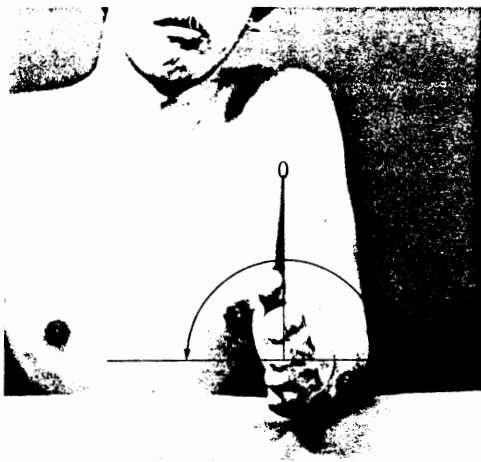
障害認定基準の矛盾

肘関節の回内・回外

争点は二つだった。第一は肘関節の機能障害をどう評価するか。第二は、指の機能障害をどう評価するかどうかだった。

『障害認定必携』によれば、肘関節の主要運動は屈伸（曲げ伸ばし）となっている。しかし肘関節には回内、

回外（図参照）というもうひとつの運動がある。『必携』はこの回内、回外の測定を指示している。この運動機能は参考とするとされているが、両方の運動を、機能障害の評価にどう反映するかは明確になっていない。



回内 ← → 回外

障害認定基準の矛盾

神経麻痺による手指の硬直

また、手指の機能障害についても『必携』は、手指の関節の機能障害は認めているものの、尺骨、橈骨などの神経麻痺に起因する機能障害については認めていない。

主治医の田島医師は意見書において、「回内、回外の運動障害は一個の独立した関節の機能障害と見なし、『三大関節中の一関節の用を廃した』（八級）に準ずる障害として扱うべきである」「薬指と小指の硬直は指関節の機能障害と同等にみなし、八級相当と見なすべきである」とし、七級に該当すると主張した。

この主張に対し京都局は、右腕の障害について、「回内、回外の障害は硬直とまではいいがたい」として十級相当とし、肩関節の機能障害と併せて九級とした。そして指の硬

直は、手指の機能障害ではなく、局部の頑固な神経症状（十二級）と見なした。そして最終的に、二つの障害を総合して八級の決定を下した。

結果的には、神経症状を十四級から十二級に評価し直したために一級繰り上がったということであるが、審査官は、先の二つの論点についても一定の評価を行っている。

第一に、「前腕の回内、回外運動の障害は動作によって屈伸運動障害よりもむしろ日常動作の障害されることも少なくない。従って前腕の機能障害についても行政上何らかの配慮が必要ではあるまいかと思われる」と、肘関節の屈伸だけを重視する現行の障害認定基準の不備をみずから指摘している。さらに、手指の障害についても、「右手指の機能障害の障害等級に本件に適切な項目がないので、神経症状の項目で判断せざるをえない」と、手指の機能障害の認定基準の不備を認める意見を付記し

ている。

実態に合わない認定基準の

あら探しをやるう

基準局の審査官自身が認めるように、細かく見ていくと障害等級認定基準には多くの矛盾が存在している。可動域の計測だけのこと足りりとする現行の運動器官の機能障害の評価方法を是認するとしても、回内、回外の障害が評価されない三井さんのような問題が出てくる。現行の障害認定基準の重箱の隅をほじくり返すような「いちゃもんつけ」をよってたかってやる必要をあらためて痛感させられた。

じん肺被災者の横顔

離職四〇年目のじん肺

大国武児 さん

⑦

—— 大国さんの経験した粉じん作業はどんなものでしたか。

大国 もう古い話になりますけれど、戦中の昭和十八年に山口の小野田セメントで石灰石を掘り出す鉱山で削岩機での穴くりをやっていました。

二〇年には入隊し、戦後はまた小野田の仕事をやった後、しばらく農家に従事しました。その後、今の山口の美祢市というところにある山陽無煙鉱業所の炭鉱で、二五年九月まで削岩機での穴くりの先手をやっていました。そのあとは大阪です。

—— 大阪へ来られてからは粉じん作業はないわけですね。

大国 大阪では、運送関係で運転手をやったあとは、管理職だったから

まあ後の仕事は粉じんとはあんまり縁がないですね。

一寸先も見えない

岩盤屈進作業

—— そうすると、じん肺の管理区分決定を受けたのが一昨年の末ということです。粉じん職場離職四〇年後のじん肺ということになりますね。

大国 そうやね。まあ古いのは古いけど当時の削岩機の仕事いうのはえらいもんやったわね。粉じん対策と言えはせいぜいタオルを口に巻くぐらいのことでした。削岩機を操作するところにいるのを先山と言っんで

すけど、私がやっていたのは先手やったから、削岩機のノミのところ顔に近づけている状態です。作業中というの是一寸先も見えない状態やった。それから、炭鉱というても私のやっていたのは岩盤掘進いうて、炭を掘るといわけではなく、まあ言うところトンネル工事と同じみたいなもんですわ。

—— そうするとその頃に仕事で吸い込んだものが、今になって症状が出てきているということになりますね。症状が出てきたのはいつ頃からですか。

大国 昭和五〇年頃に健診で病院に行ったときに、じん肺ということをはじめて言われました。それでも当時はレントゲンにそういう影があるということだけで、特別何か具合が悪くなるというようなことはなかったですね。ところが、五九年頃から急に悪くなりだして、気胸になって入院したときには、また病院でじん肺

だと言われたわけです。それで何回目かの入院のときに同室の患者さんからセンターを紹介されたんですよ。

閉山した炭鉱に

今も管理事務所が

——最後の粉じん職場である山陽無煙鉱業所は、今でも事務所があるそうですね。

大国 そうなんです。管理区分申請をするとき、なにしろ四〇年も前のことなんで、当時のことを証明してくれるような連絡のつく人はいないし、資料も何もない。しょうがないから厚生年金の被保険者期間の証明をもらって、あとは労基局で調査をとってもらいました。ところが、大阪労基局で「管理3のイ、続発性気管支炎」の決定を受けてから労災の請求をする段になって、小野田労基署に連絡をすると、今も管理事務所があると言ってますよ。それで、



それ以降はそこで労災の書類の手続きはやってもらおうということになっています。

——閉山になっているはずなのに、ずいぶんとしっかり管理されているものですね。

大国 当時の炭鉱では千人くらいの人が働いていましたから、じん肺患者もおそらく沢山いるんでしょう。それでたぶんじん肺患者のいろんな手続きで事務所が必要なくらいになっているんじゃないですか。今は宇部興産の山陽無煙鉱業所管理事務所

ということになっています。

——現在の療養生活はどう過ごされていますか。

大国 労災で療養するようになってからも、気胸を起こして何回か入院しています。近頃息苦しさはひどくなってきて、平坦な道でも二〇〇メートルほど歩くと息が切れるということもたびたびです。それで、二カ月ぐらい前から在宅酸素療法をお願いしてやりはじめたところ、だいぶ楽になりました。

——じん肺というのは、粉じん作業が昔のことだからといって関係ないとはいえない。大国さんのように長い年月を経て症状が出てくるということがあるんですね。今日はどうもありがとうございました。

大阪高裁が訴訟救助即時抗告棄却

理不尽極まる対応の二社へ痛打

「勝訴見込みあり」の判断

じん肺になったトンネル工事の元作業員五人が原告となって、建設会社七社を相手取って大阪地裁に起こした損害賠償請求訴訟、大阪トンネルじん肺訴訟で、提訴時に大阪地裁が三人の原告に対して下した訴訟救助決定に対して、被告の一部が大阪高裁に即時抗告を行っていたが、大阪高裁はこの四月二十七日付けで棄却の決定を行った。

昨年八月五日の大阪地裁提訴の際、三人の原告については収入が少ないため、訴訟費用の支払いを判決言渡す時まで延期する訴訟救助の決定を受けていたが、それに対し被告七社のうちの鉄建建設、鹿島建設、そして間組、の三社のみが即時抗告を

行っていた。理由は、原告に勝訴の見込みがない、支払いが困難なほどの資力がないわけではないというもので、いずれもじん肺裁判の本訴訟での主張と同様のものであった。

大阪高裁が出した棄却決定では、資力の有無について「訴訟費用を支払う資力がないと認めるのが相当」と判断し、勝訴の見込みについては次の通り判断した。まず、元請責任について「元請負人も、下請負人の従業員に対し、事実上の支配関係のある場合には、安全配慮義務がある」と解するのが相当」とし、時効主張については「現に、相手方水口守が、右作業に従事したために罹患したじん肺の病状が続いている限り、一概

に、右作業に従事したことによる手方水口守主張の債務不履行ないし不法行為による損害賠償請求権が消滅時効により、消滅したとも断定し難い」とし、結局「勝訴の見込みがないとはいえない」と結論した。

つまり、本訴訟の前段階での被告会社の一部が行った「ケチ付け」が、大阪高裁決定で、まず一蹴されたということになる。しかもその内容は、本訴訟での争点について、原告の主張の妥当性を認めるものとなっている。もっともこれまでのじん肺訴訟の判例から見ても当然のことではあるが、原告側にとっては幸先のよい一歩となったと言えよう。

次回の大阪トンネルじん肺訴訟法廷は、五月二八日の午後一時より大阪地裁八〇六号法廷で開かれる。被告七社の共同準備書面提出が予定されているが、主張内容が注目されるところである。

前線かろ

南河内

学校給食調理場で

作業環境調査

報告にもとづき

順次改善へ

効率化を図っているのが特徴だが、過去二回大事故が起こっていることから、

給食センター（現場）として安全衛生委員会が設置されていないというのは不適切と思われた。

その点に特に留意しながら、大

三月半ばに報告書を提出し、四月二四日に市安全衛生委員会に、五月一日に現場責任者に対して内容報告をおこなった。現場では順次改善に入りはじめているとのことである。

自治労大阪

の小中学校の給食約六八〇

きなことから、小さなこと

狭山市職労の

〇食を、調理員三五名で担

まで出来るだけ幅広く点検

紹介で大阪狭

当しており、一九七三年よ

を行った。設備関係だけで

山市給食セン

り稼働している。大型の蒸

なく安衛管理体制について

ターの職場巡

気回転釜を採用して作業の

もチェックしたが、やはり

視を二月二八

日に実施した。

アスベスト一〇番に

深刻な相談の数々

大阪

労災・健診・石綿綿製口巾

害・不安の関係 七件

②職場の石綿対策関係 二件

③家族・近隣曝露関係 一件

④建物・家電製品等の関係 十一件

⑤その他 一件

神戸に在住する船内電気工事の職歴をもつ七八才の

四月二八日、全国一斉に

アスベスト・職業ガン一

では二二件の相談が寄せら

〇番が実施されたが、大阪

①職業曝露による健康被

これは、労働組合の安全衛

生対策要求の一環として実

現したもので、当日は、安

全センター事務局の片岡、

環境監視研究所の中地、奈

良医大公衆衛生の出島医師

が参加して、作業開始から

終了までを点検した。

当給食センターは、市内

男性が悪性胸膜中皮腫を発症し現在入院中で、そのご家族から、病气や労災補償についての相談があり、相談日当日に安全センターに

こられた。ご家族のお話しよれば、過去に主治医からも労災申請の話があったというところで、できるなら申請したいということだった。とりあえず、わかる範囲で職歴を本人などに聞いてみるということでお帰りになった。本人には告知していないことや厳しい闘病生活などご家族にとって動きにくい困難な状況もあるが、センターとしては連絡を取り合いながら最大限協力していかねければと考えている。

そのほか、バイク整備会社

キパッドにアスベストが含まれているときいて心配なので、社員に健診を受けさせたがといった相談も

あった。
(次号では全国の集計結果を報告の予定。)



中華料理店従業員

転倒災害

長期療養で休業補償

大阪

請求もままならず

中華料理チェーン店に、

パートタイマーとして勤めていたSさんは、八九年の六月に店内清掃作業中に足をすべらせ転倒、手首等を骨折し、その後、労災補償を受け休業、治療に専念していた。しかし、Sさんは

少し日本語に不自由があることから、休業補償の請求がままならず、長期の療養であるにも関わらず、一昨年始めから一年以上の間支給を受けていなかった。

高齢の女性で、パート労働者という立場による事業主

Sさんは、痛みとしびれがある手の治療を継続しながらも、主治医からはもう

への遠慮と、在日朝鮮人

症状固定に近いと言われ、不安を感じ相談に訪れたも



アスベスト撤去工事作業風景

のである。早速、事業主と連絡の上、請求手続きをとることとしたが、不安定な雇用の中での災害発生で長期療養に到った場合には、Sさんのようなケースが多いものと思われる。現在の労災補償制度は、あらゆる被災労働者が、安心して適切な労災補償による療養を受け得るような体制にはなっていないことを表した一例である。

鳥取

鳥取に安全センター

設立の機運

自治労などが準備活動

鳥取県で、新たに地域労働安全衛生センターを設立する準備が進められつつある。中心となっているのは

自治労鳥取県本部で、これまで公務災害認定問題や、指曲がり症などの課題に取り組んできたなかで、労災職業病・安全衛生運動を推進する拠点の設立の機運が出てきたとのこと。しかし、これまでに同県ではそうしたセンター設立の経験がなく、すでにある地域センターの状況を参考とするため、準備を進める自治労と

された。

現在、全国労働安全衛生センター連絡会議に参加している地域センターはオプザーバー参加を含めて十九団体に過ぎず、そうしたセンターがない県の方が多いのが実態である。実際、労災職業病闘争がないために、

某県基準局管内では頸肩腕障害の認定事例がないという例をひくまでもなく、センター設立は重要な意義があると言えよう。鳥取県での取り組みに関西からも出る限りの協力を行いたいと考えている。

大阪

労災保険未加入の 労災隠し 会社交渉へ

北大阪ユニオン

大阪市内北区の繁華街等で店を開く飲食店に、店員として勤務していたAさんは、接客中に店内で転倒、左手を骨折したため仕事を中断し、自分で病院へ行き

以後通院治療を続けている。ところが、店長は労災補償の請求手続きを求めても、休むなら辞めてほしい、ロッカーの荷物も持って帰るようにと言っただけであつ

たため、北大阪ユニオンに相談、同ユニオンに加入して交渉を進めることにした。交渉の過程で、この飲食店は法人経営で数十人の従業員がいるにも関わらず、労災保険の加入さえしていないことが判明した。その結果、労働保険の加入とAさんの権利回復を含む協定を結ぶまでに到っている。未加入災害は依然として多く、権利救済活動が重要だ。

6月4日から7日にかけて大阪地評弁護団と社会文化法律センターが実施する外国人法律人権相談のポスター。上からハンガール、中国語、英語、タイ語、スペイン語、タガログ語、ペルシャ語で相談活動のよびかけ。

변호사가 전화로 상담에 응하겠습니다 6월4일~6일
오전10시~오후7시

律師帮你解決問題 6月4~6日
上午10时至晚上7时

Lawyers give advice to you in trouble 4~6, JUNE
AM 10~PM 7

ทนายความจะช่วยเหลือแก่คุณ ในวันที่ 6
10.00-19.00น

Los abogados desenden sus derechos de usted 4~6, Junio
10:00~19:00

Ang pangkat ng mga manananggol ay nakahandang mag 6, June
payo sa inyong mga suliranin AM 10:00~PM 7:00

قابل ترجمه سرداران ایرانی: کانون وکلای شهر اراک به شکل شمار ارتباطی شماره ۱۹۹۲، ۶، ۶ از تاریخ: ۱۹۹۲، ۶، ۶ لغت معتمد علی اصبح ابی یاشب .
رسیدگی میکند .

Free of charge
We maintain secrecy

相談無料
厳守秘密

電話による外国人のための法律人権相談を行います。

6月4~6日 AM10~PM7

主催/大阪地評弁護団 社会文化センター
後援/RINK [全ての外国人とその家族の] 人権を守る関西ネットワーク

四月の新聞記事から

四・二

兵庫県佐用郡の第三セクター智頭線建設現場で作業車が追突、作業員三人死亡、一人重傷。和歌山県地公災基金が小学校女性教諭の急死を公務災害と認定。

四・二三

大阪市信金の時短取り組み調査によると、府内中小企業の労働時間は全国平均を二割上回っている。

四・一

外国人研修生に技能実習として最長一五か月間の事実上の就労を認める技能研修制度の骨格を労働省がまとめる。

四・二五

大阪市鶴見区の工事現場で一四階から三〇キロの鉄柵が落下、現場監督に直撃し死亡。佐川グループの事業場の九割が労基法違反であることが労働省の立ち入り調査で判明。

四・一四

東京労基局が東京銀行協会などに対し、サービスマンで指導文書を三月二五日付けで出す。大阪市中央区のビル地下でタンク塗装中の作業員三人が倒れ、重軽症。シンナー中毒と見られる。

四・二八

二〇年間ゴム工場で働きアスベスト含有タルクを吸引、悪性胸膜中皮腫で死亡した堺市の元従業員が労災と認定される。タルク中のアスベストが原因で認定されたのは初めて。信楽高原鉄道事故で中間報告。手順ミスによる異常電流が原因。

四・一五

日系ブラジル人七人が人材派遣会社を相手取り、約一七〇万円の未払い賃金などの支払を求める仮処分を近く大津地裁に申請する。

四・三〇

昨年三月広島島の橋桁落下事故で、広島地検は作業計画の検討を怠ったなどとして業者四人を起訴。

四・一六

労働省は化学物質の危険有害性を表示する制度の導入へ。九三年度から実施する予定。福岡地裁の「セクハラ裁判」で上司、会社に慰謝料等を求める女性の訴えを認める判決。

四・三〇

佐川急便グループ六社の運転手の拘束時間の超過など過酷な労働実態が、運輸省の審査で明らかになる。

四・一八

大阪市阿倍野区の電柱で作業中の従業員が感電死。

四・三〇

旧西ドイツの労働者の年間労働時間が一五〇〇時間を割る。

「関西労災職業病」 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヵ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 普通1340284

☎550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

『ふる本の時代屋』

不要になった本がありましたら下さい。とりに行きます紙谷まで

※コミック(まんが)

大阪市此花区伝法4-2-39 2F ☎(06)468-5441

此花労働者センター

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

KOKUSAI

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL 06 (551) 6854 FAX 06 (554) 5672